

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	12	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>PFI法第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第14条第1項に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業について、以下の措置を講ずる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>サービス購入型かつBOT方式の選定事業（PFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り。）により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、（現行は平成26年度まで課税標準を2分の1に減免する特例措置）非課税とすること。また、独立採算型であってBOT方式である選定事業（PFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り。）により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税についても、非課税とすること。</p>		
関係条文	PFI法第2条第1項、同第2条第3項～第5項、同第14条第1項、地方税法附則第11条第6項、同附則第15条第15項、地方税法施行令附則第7条第9項～第10項、同附則第11条第16項・第17項、地方税法施行規則附則第3条の2の10、附則第3条の2の11、附則第6条第36項・第37項等		
減収見込額	<p>[初年度] ▲287 (▲230) [平年度] ▲468 (▲230)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>PPP/PFIは、民間投資の喚起による経済成長を実現するアベノミクスの重要な柱の一つであり、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、積極的な推進に取り組んでいるところ。</p> <p>アクションプランでは、できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進するため、特に利用料金収入を伴う事業（独立採算型の事業）等の推進が位置付けられたところである。また、各事業におけるイコールフットィングを図るため、事業所管官庁によるPFI事業と通常の公共事業における各種補助金・交付金、税制の取扱いの検証及び具体的な見直しの検討・実施することとされ、これらの取組を通じ、PPP/PFIについて抜本的な改革を行うこととされた。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>PFIとは、本来、公共が自ら実施すべき事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共サービスを提供する手法であることから、従来型の公共事業、BOT方式のPFI事業及びBOT方式のPFI事業との間で、公共が事業ごとに最も適した事業方式を採用し得るよう、税のイコールフットィングを図る必要がある。</p> <p>また、従来の特例措置は、当該事業費の全部について公共施設等の管理者等が負担するスキームであり、事業費の全額が公費により賄われるという点において、従来型の手法による公共サービスの調達と同等のものという観点から適用対象を「サービス購入型」に限定していたが、今後は、上記アクションプラン推進の観点から、利用料金収入を伴う独立採算型の事業についても固定資産税等を非課税とする措置を講じ、これらの種類の事業を推進する必要がある。</p> <p>なお、今回適用対象として追加される利用料金収入を伴う独立採算型の事業についても、選定基準を従来の「サービス購入型」の選定基準と同一とする事から、公共性という観点からは特段の問題は生じない。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策 経済財政政策の推進</p> <p>○施策 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）</p> <p>骨太方針（平成26年6月24日閣議決定）（抄） （民間能力の活用等）</p> <p>民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し（コンセッション方式について今後3年間で2～3兆円）、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。</p> <p>収益施設等を活用したPPP/PFI事業による維持管理・更新を推進するとともに、公営住宅分野において事業に先立ってPPP/PFIの導入を検討する地方公共団体の取組を推進する</p>
	政策の達成目標	民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間（平成25～34年）で12兆円規模に及ぶ事業（①公共施設等運営権方式の事業、②収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する事業、③公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした事業、④そのほか、維持管理・更新における業績連動の導入、複数施設の包括化等の事業）の推進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	無期限延長を希望
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針」を、民間資金等活用事業推進会議で決定。（平成26年6月17日）
有効性	要望の措置の適用見込み	（平成11～25年度BOT方式累計）54件÷（平成11～25年度）15年＝3.6件/年
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税の不均衡により事業選択の可能性が偏っている状況は問題であり、非課税措置によって解決が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし
	要望の措置の妥当性	税の不均衡により事業選択の可能性が偏っている状況は問題であり、非課税措置によって解決が見込まれる。また、そもそもPFI事業は、従来国や地方公共団体が行ってきた公共事業を民間に委託するもので、その性格は本来的に公的性格で、その用途も公共の用途に供されるものであることから、BTO方式同様にBOT方式も非課税が妥当である。適用件数は19件にとどまっているが、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）や骨太方針（平成26年6月24日閣議決定）に基づく積極的な事業の推進により、本税制を活用したPFI事業の拡大が期待される。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>税制上の特例措置を受けた施設は19件、今後少なくとも2件の施設で適用予定であり、この特例措置による過去5年間（21～25年度）の固定資産税・都市計画税の減税額は1,173百万円、不動産取得税の減税額は30百万円（内閣府調査）。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成24年度適用額は以下のとおり。1/2課税標準×税率＝税額で記載。 不動産取得税： 308,926千円×4% = 12,357千円 固定資産税： 15,066,160千円×1.4% = 210,926千円 都市計画税： 2,567,376千円×0.3% = 7,702千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>国、地方公共団体が税の影響を考慮せずBOT方式を選択できる環境が実現。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>事業の特性に合わせてBTO方式とBOT方式との選択がなされるような制度にすること。 （実際にBOT方式を選択するかどうかについては、国・地方公共団体等の発注者が事業ごとに決めることであり、検討の結果BTO方式を選択するということもあり得る。したがって、本特例措置が適用になったからといって必ずしもBOT方式が増えるとはいえず、BOT方式の事業件数といった定量的な目標設定は困難である。）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記理由により、目標の達成度について定量的な評価は困難であるが、地方公共団体等からはこれまでの税制措置に対する一定の評価と、延長及びさらなる拡充を要望されているところである。 参考までに、BOT方式とBTO方式の事業数を比較すると、それぞれ54（12.2%）：318（71.6%）：その他72（16.2%）と、BTO方式が圧倒的に多い状況となっている（平成26年3月31日現在）。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成12年度要望として、総理府から、不動産取得税の非課税措置、固定資産税、事業所税及び都市計画税の特例措置。平成15年度、16年度、17年度、22年度要望として、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置。平成23年、24年度要望として、PFI法改正により新たに対象施設となる公共施設等に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の減免措置の拡充を要望。</p>